

ん。実験・実習を行う場合におきましては、生徒たちに十分理解させ、また、直接実験・実習器具を操作させるために、一学級を数班に分けて行うのが通常であります。したがって、その際、実習助手がその一つの班を完全に分担して、指導案の作成あるいは指導、評価などを教諭同様責任を持って行っているのが現場の実態であります。また、実験・実習を離れて日常的なものを見てみましても、生徒の指導に当たっても、実習助手が校務分掌の中に位置づけられ、教諭と同様に指導しておりますし、むしろ、最近言われている教育荒廃を克服していくためにも、実習助手が積極的にそのような指導にタッチできる条件を広げていくべきだと私は思っています。また、部活動、クラブ活動などにおきましても同様であると言えると思います。

そういうふうな、いま指摘がありましたように、ただ単に教諭を助けるということだけでなしに、学校運営全体の中におきましても、あるいはそれぞれ授業にかかわる中におきましても、すべて主体性を持ってこれに対応していく、これなしには高等学校の実習助手、職業高校におきましても普通高校におきましても、これは解決できないという側面があります。特に私たちの年齢の者から申しますと、旧制中学あたりの理科助手あたりを考えてみると、卒業して浪人している先輩が一年だけやっておくという、腰かけ的でありましたけれども、これが固定された職業として皆さんに理解をされ、そしてまた、認知をされておるといふ現状の中では、そうせざるを得ないし、また、することが妥当であると考えます。

○有島委員 文部省の方に承りたいのですけれども、関連いたしました、学校教育法の四十五条、これは定通にかかわることでございますけれども、四十五条の二のところに技能教育というようなことが出てくるわけですね。これはどういうものが含まれておるのか。従来は若年層の労働力を急激にたくさん欲しかった、だから、田舎からたくさん

ん連れてくるのか、あるいは工場に入れてしまつて、定通の教育と一緒に受けさせながら資格を取らせる、そういうことがあったのでは技能教育になるというようなことがあったのではないかと。それが実態的なことではなかったかと思ひますけれども、現在は、今後のことを考えますと、むしろ積極的に、定通のみに限らず、全日制におきましても、その前に、もっと積極的な、技能教育というもの、言葉の本来の意味のような教育面にちゃんと集約して、実習・実験を校外でもってどんどんやらせていけるような道を開いていく。このためには、全日制におきましてもこういった道を開いていってはどうかということをお私たちは考えているわけです。また、その技能教育ということの中に体育だとか語学などというものも入れていくともいいのじゃないかと考えているわけです。きょうのこの法案とはちよつと外れるかとも思ひますけれども、関連があるかと思ひますので、これは文部省の方に承りたい。

○三角政府委員 ただいま御指摘のありました学校教育法第四十五条の二で規定しております技能教育でございますが、これは高等学校の職業に関する教科で文部大臣が指定した科目ということでございまして、この教科とは、家庭、農業、工業、商業、水産、看護などでございます。そういうことで、技能検定が認められますのは、高等学校の職業に関する教科に属する科目のすべてでございますが、ただいま御指摘のありましたような体育でございますとか語学などはこれに入つておらないのでございます。この制度と申しますか現在の技能連携というのは、ちよつと御指摘もあつたわけでございますが、高等学校以外の各種の職業訓練施設でございますとか、あるいは専修学校でございますとか、そういった教育訓練機関におきます技能教育の成果について、専門教育という観点から評価すべきものもございまして、これを高等学校の教科の一部についての履修とみなすということでございます。そのことは、特に勤労青少年など生徒の学習の二重負担の軽減という

こと、それから高等学校の修学の機会の拡大に非常に効果的であるという趣旨に立つておるわけでございます。しかし、原則としては、高等学校、特に普通教科につきましては、高等学校自身がそのついでに事柄につきまして、実習をし、責任を持つて行つていくことが適切であるというふうな考へておるのでございます。

ただ、もちろん特定のスポーツとかあるいは外国語等については、なおそれに関する技術なり技能なりを深めていくということ、高等学校でいたします教育以外に、さらに突っ込んだ修練をしようということも、これはその人その人にとって望ましい場合が多いかと思ひます。

なお、今後における高等学校の職業教育のあり方については、現在、審議会の方に諮問もいたしましてさらに検討を進めたい、こういうふうな考へておるのでございます。

○有島委員 ひとつ積極的になお検討していただくようにお願いしたいと思います。

次に、公立の小・中学校におきます事務職員のことでございますが、事務職員の配置状況は、小学校では校数二万三千三百五十五に対して一万八千三百七十八、中学校九千九百七十四に対して八千二百四十一ということ、両方合わせまして八〇％というふうなところにとどまつておるようでありま。これは昭和五十四年度の数字でございますけれども、これは昭和五十四年度の間ではございませんかと思ひます。当分の間、当分の間ではございませんかと思ひます。だから、何となく性的になつておるのだらうけれども、現場において相当いろいろな声を聞いておる。本法案の提案者におかれましては、いろいろと御調査があらうかと思ひます。そういう実態についてひとつ御報告をいただければ大変参考にならうかと思ひます。

それからもう一つ、これは市町村あるいは県の方でまざる抱えの状況になつておるといふようなことがあらうかと思ひます。どうしても置かなければならない、国の方で置かないというふうな

ことがあつて。ですから、後で文部省の方から、できれば、いま私が読み上げました数字について、これは正規の数字だけで言っているのか、あるいは都道府県ないしは市町村で特にいわば犠牲を払ひながらやつている数字が一体どのくらいなのか、そういう数の実態を後からまた文部省からも承りたい、お願いいたします。

○中西(續)議員 お答えいたします。

まず、第一点の、実態につきまして見ますと、学校事務職員の未配置校につきましては、大体おむね小規模校が多いわけでありま。その事務内容につきましては、大規模校と大差はないわけですが、きわめて複雑多岐にわたつた学校事務というのがあつてありま。まして、事務量におきましても、必ずしも児童生徒数に比例するというところではございません。したがって、これらの学校におきましては、市町村費で事務職員を配置したり、あるいは税外負担の禁止を規定した地方財政法の趣旨に反しておるPTAなど私費によつて事務職員を補つたりしておるわけでありま。それがいま指摘された点ではないかと思ひます。また、これらの事務職員もいない学校におきましては、やむなく教員が少しづつ学校事務を分担しておるという実態があります。

そこで、この五十四年度の学校基本調査報告書などを見ますと、市町村費による事務職員の数というのは、小学校で六千二百九十九名でありま。学校図書館事務職員が九百十五名、中学校におきましては、事務職員が四千五十九名、学校図書館事務職員が六百六名、小・中合計いたしますと一万一千七百九十九名に上つています。

したがって、これをもうきわめて最低限限額もりまして、一般的にはこの事務職員の場合には四百万を超える額が一人当たり必要でございますけれども、それを二百万といたしまして、二百三十五億を超える金額になつています。また、この市町村とは異なりますPTAなどを含みまして私費負担によるところの事務職員の数は、小学校で

事務職員が四百五十八名、学校図書館事務職員が六百六名、中学校では事務職員が三百九十一名、図書館事務職員が三百五十五名、合計千八百十名になっていきます。

このように大変な負担を、いま大変厳しい、特にまだ配置されておられないところあたりにおきまして、これにかわるものとして配置をしますだけに、地方自治体の財政上非常にこれが抑圧をおとるという現象があるわけでありま

す。こういう点を考えまして、ぜひこの際に、いま提案を申し上げている方向で、五年間に事務職員の配置をぜひお願いしたいという法律であります。

以上です。

○有島委員 文部省から、いまの数字は内数なのか、外数なのか……。

○三角政府委員 有島委員が先ほど仰せになりましたのは、昭和五十四年度の数字で八〇何がしと、こういうことでございまして、それはそういうことであろうかと思いますが、私の手元にござい

ますのは、一年後の五十五年五月一日現在でございまして、これはこの数値で先ほど八〇とおっしゃいましたものが、養護教諭につきましては八二・八、事務職員については八二・一という数値でござい

ますが、御指摘のいわゆる県費負担職員数、これが養護教諭については千七百七人、事務職員については六百八十六人おりますから、これが入っておりますので、これをとりますと、逆に申しますと、国の定数基準による配置の数で申

しますと、養護教諭の方は七七・七%、それから事務職員の方は八〇・一%、こういう数値でござい

ます。

○有島委員 時間が参りましたので、これで終わりますけれども、本法案の御提出の意味合いとい

うものをば了解いたしましたので、なお検討を続けさせていただきますと存じます。

○三ツ林委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 中西君外の委員の提出されてお

ります学校教育法の一部改正の法律案、これは私、考え方、法律のたまえには大賛成なんです。私

自身も、この問題、つまり働きながら高い資格がとれるような段階、学校教育だけでなく、働きながら、学校教育等で得る階段と同じような資格をとれるような一つ

の階段をつくっていくという、これは一つのそういうふうな考え方に基づいてあるのじゃないかと思うのですけれども、これは非常に大事な

ことだと思えます。たとえば、これにも若干触れております看護婦、補助看護婦で

すか、看護婦さんが十年、十五年と実績を経て、これが、そんなにたくさん経なくても正看護婦になれる道はあるのですけれども、正看護婦がだんだんと経験を経て、そして、ある認定試験を経て

医者になれるというふうな資格をつくるということも大事なことで、私

いままで二度も三度も質問を提起したことがあります。そういう趣旨で、高等学校で特に理工系統の教諭を補助する人たち一万何千人もおられるという

のですけれども、こういう人たちが次第に教諭になっていくという階段をはつきりとつくるということ

は、私、正しいことだと思っておりますけれども、まず文部省にお伺いしますけれども、この考

え方自身を文部省はどういうふうに評価されてお

るのか、それからお伺いしたいと思います。

○三角政府委員 私どもは、現在の実習助手という制度並びに現実にその仕事に当たってお

る方々、これはやはり高等学校の特に職業学科にお

きましては必要な職として定着しておりますので、非常に重要な役割りを果たしておりますので、そ

ういう意味で、それそのものとしての評価をすることが大事であると思っておりますが、ただいま

御指摘のように、実習助手個々の方々にあります

で、これらいろいろな方法で勉強なさいますし

て、そして、たとえば当該職業教科の教諭の資格を得られることは、これは望ましいことでもある

と思っております。現在も、それは認定講習等

による道が開かれておるわけでございます。その

ことによりまして、現行制度では実習教諭への昇

進が可能でございます。

ただ、これを一般的にどうこうということになりますと、学歴や御本人の状況が区々でございま

すので、これを一括して制度で一挙にどうのこうのということは、いろいろな意味で問題があるの

ではないかと思っております。

それから、職業以外のたとえば理科について申しますと、これは理科についての観察・実験につ

いて教諭を助けるわけでございますが、理科につ

きましては、そういう観察・実験だけで独立した教科としての内容構成を持っておりませんの

で、これを職業教科における実習助手とすべて同

じような立場で考えることは、実際上むしろ不利

点があるだろうというふうに思っております。

○和田(耕)委員 ちょっと質問の順序が違ったと思

います。中西委員に質問しますのは、この法案の考

え方として、いま私が申し上げたような考

え方に基づいておるといふふうに見てよろしゅう

ございませうか。

○中西(續)議員 お答えいたします。

いま指摘のありましたように、この提案理由の中

の第三にありますが「新たに、高等専門学校を卒業した者及び看護婦の免許状取得者を加える」と

いう、ただ単にこのことだけをもってしてこの法案を提案して

おるといふものではないと。いま学校教諭法の中にお

きまして、大変あいまいな位置づけになっておるとい

うことを私たちは指摘しておるところであります。

たとえば賃金形態を見ましても、同等の卒業の、同年次

に高等学校を卒業した者と比較しましても、三十七歳ぐ

らいになりますと事務職員になつた者の方が教諭の三等級に位置づけを

されま

すので、この実習助手と比較いたしますと、事務職員の場合、三十七歳でうんと差がついてくるわけ

であります。そして、最終的にはその格差は大変なものにな

ってくるという状況が一つあります。それから、もう一つ大事なことは、いま職業高

校あるいは普通高校における実験・実習というも

の教育の中における位置づけが、日本の場合には、いままで非常に軽視をされるという状況が

ありました。また、特に普通高校の場合等における進学体制の中では、このことが受験のためにや

られておりますけれども、真に実験・実習を教育の中に取り入れることによ

って質を高めていくということにはなっておりませんし、あるいは科学技術の発展に呼応しまし

て、いまその点が大変おくれていくという状況等もあるわけでありま

す。そういうことを考えますと、これに従事する実習助手の皆さんが、いまこのようにいたしまし

て、賃金面におきましても、さらにまた定年に至るも実習助手としての位置づけしかないとい

うことになりま

す。したがって、この両面を考えた上で、すべて実習助手を廃止して教諭とい

うものでこれを置きかえていく、こういう考

え方でありま

す。したがって、いまの実習助手の皆さんの場合には、そうした資格試験なりを取ることに

よって十二年間で教諭任用に切りかえていく、こういう体制でも

っていいという考え方でありま

す。したがって、こうした特に第三にうたっております高等専門

学校の場合あるいは看護婦の場合には、そうしたものは道が開かれていない面があるわけ

でありますから、その点を考え合

わして、私たちはこれを新たにつけ加えるということ

でここに示しておるとい

うことを御理解いただきたいと思

います。

以上です。

○和田(耕)委員 私、若干誤解をしておたように思

います。私、この法律案を通読いたしまし

て、働

きながら正規の学校を卒業して、この制度を動労者に確立を

するというのが非常に大事なことで、と

考えておるわけでありまして、その一つの形としてここに法律を出されたと思

ったものですから、先ほどさういふふうな質問を文部省に

したと

も、確かにそれと

はちよつと違ったニュアンスを持った感じがいたします。ニュアンスは違っておりまして、やはりそういうふうな考え方が背後にあるというふう

に思つてよろしうございますか。

○中西(續)議員 本法律案は、先ほど申し上げましたように、いまの高等学校現場における実態といたしまして、教育の質を高めるという方向で

もって実習助手という制度を廃止してすべて教諭任用にする、そして、さらに将来的には実習助手はなくなるわけでありまして、そうした中におき

ましては、いままででありますならば、たとえば実習器具などを助手がそろえておくとか、そうした単純作業的なものと見やすくされておりますた

めに、いろいろ問題があつたわけでありまして、これを器具の設置からあるいは後片づけまですべ

て含めて、生徒自身が教師とともにやっていくという習慣なりなんなりをつけていく、こういう体制がいま望まれておるわけでありまして、

したがって、そうした意味で実習助手というものを配置すること、そのことではいままで学校の中

におけるいろいろな矛盾が出ておりますから、それをなくするという意味でこれを提案しておる、

そこで、いま働いておられる皆さんについては、この皆さんをそのまま放置するわけにはまいりま

せんので、十二年間の暫定的な措置をとつて将来的には教諭任用に切りかえていく、こういうことになっておるわけでありまして、

○和田(耕)委員 時間はありますが、ひとつ簡単に御説明をいただきたいと思ひますけれども、大体よくわかりました。となれば、現在もそ

うだと思ひますが、補助看護婦を正看護婦にいう制度があります。数年前に、補助看護婦制度を廃止して全部正看護婦にしろという要求がありま

したけれども、あれと大体同じような考え方と理解してよろしうございますか。

○中西(續)議員 准看を正看にということ、そうですね。——この点につきましては、私たちは、

やはり人の生命を預かる医療制度の中におきまして、そうした正式の資格を持ち技術を持つ人がそ

れに従事をするということ、そのことについては、いま私たちが主張することと変わらな

いような制度があるという方が、むしろ現実的だし、実際の教育という効果を考えた場合でも、

その方がいいのじゃないですか。ぜひひとつ、その問題を御一考いただきたい。これは私、最初から申し上げておるのとおり、この考え方の基盤に、

働きの高きより高い資格が取れるということは、現在の日本の教育制度としてきわめて重要な要素だと考えておるのです。

これは医者の場合もそうですし、あるいは建築その他の実務に關係するもの、全部そうなんです。学校を出なければ資格が得られないというやうなことだときわめて不便な問題が、また現実に

合わない問題が非常に多い。医学の問題なんか特に多い制度であります。たとえば特殊学校の先生の資格なんかを考えたとき、あれは資格のある先生だけでは何にもならない。特殊学校の学生た

ちに熱意を持つてゐる人たちが、その先生を補助するという体制で初めて特殊教育ができてくる。こういうことを、その補助者というものを考える

で先生だけの立場を考えると、特殊教育自体ができやしない。特殊教育の例はこの場合に当てはまらないのですけれども、一つの考え方としては

参考になる考え方です。教諭、助手、あるいは看護の場合は三つの段階があるのですけれども、そういう段階は国際的にILO条約でも認められて

いることですね。また、実際に教えるということ、あるいは外科のお医者さんが仕事をするという場合にも、そういう段階があつて初めてうまく物事が進んでいくということになる。そういうことに、単に一つの待遇改善とか平等とかいうふうな

の考え方は現実と合わない、そういうふうな考えられてならないのであります。

以上、そういう意見を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○三ツ林委員 山原健二郎君。

○山原委員 学校教育の重要な部分を受け持つ実習助手、養護教員、また事務職員の方々の実態をお互いに十分認識して、それにふさわしい処遇をしていくということは非常に重要な問題でございまして、その意味で、今度の法案を出されたことににつきまして敬意を表します。

実習助手の問題について最初にお伺いをいたしますが、実習助手という職名で働いておられる方がすでに一万五千人に達しておられるという状態でございす。しかも、この実習助手の方々が、工業、農業、商業、水産、衛生、看護などの職業科、あるいは理科、家庭、理療、理美容科などの実験実習の指導に当たるとともに、実験に必要な準備及び整備、実習指導計画の作成、実習成績の評価などを行う、しかも、その上にホームルームの正副担任、あるいはクラブ活動や学校行事などの特別活動の顧問、指導及びその他各種の校務分掌に当たっておられるというのが実態でございす。しかし、それに見合った身分が保障されていないという状態でございまして、劣悪な条件のもとで教育に関する仕事をされておられるわけでございす。この実習助手の方々の処遇の問題について、一つは、賃金の問題がございす。この実習助手の方々の賃金は、現在どういう状態に置かれておられるかというところが第一点。また、教職員としての権利・権限の上でどんな差別がなされておられるかということが第二点でございす。その点、簡単に答えをいただきたいのであります。

○中西(續)議員 お答えいたします。

御存じのとおり、実習助手という言葉からいたしますと、そのイメージは大変暗いものがいまあります。現行法のもとにおきましては、実習助手が幾らがんばりましても、あるいは勉強しまして

も、また実習・実験について教諭以上の力量を持つておいても、一生涯実習助手という扱いになっています。特に現今、県教委あるいは校長が法の規定を盾にいたしまして、教育職でありながら教育上の責任は持たせられないとして排除することが、実習助手の積極的な教育活動参加の姿勢を抑えつけ、意欲をなくしてしまったり、生徒の教師と実習助手の差別視を生んでいるところでもあります。そのため、教育効果が十分上がらない結果もそういうところから生じておられることは否めません。したがって、社会的にも低い地位に見られ、実際の例として、私の所属をしておいた学校におきましても、結婚話が壊れたといった例も聞いております。また、賃金の扱いにつきましても、教育職給料表三等級適用でありまして、先ほども申し上げましたように、教諭と比較すればもちろんきわめて低く、事務職員との比較を見ましても、三十七ないし三十八歳で逆転して、その後はますますその差は拡大をしていくという状況に置かれています。

以上であります。

○山原委員 三等級を廃止して二等級との一本化を目指すためにお互いに努力をしてきたわけですが、二等級への渡りを実現する等の取り組みについても、今日までずいぶんこども議論をされてきましたけれども、やはりどうしても壁があるわけです。その点で、どうしてもここを突破するということが必要だと思ひます。

もう一つは、現在、実習助手の中で教職免許状取得者は、工業科だけでも三千人を優に超えていると言われておりますが、大部分が任用されているという状態にあります。どのような理由で任用されているのか、それはどういうふうな把握されておられるのか、やはり身分を確立して権利・権限を保障するためには、教諭として位置づけしていく必要があると思ひます。その点では私も一致いたしております。

ただ、法案としてこれを十二年間で行うということになっておりますが、やはりもう少し早く実

現をしていくために努力をすべきじゃないかと思ひますので、その点についての提案者の御決意を伺いたいと思ひます。

○中西(續)議員 いま指摘されましたように、先ほどもちょっと触れましたけれども、昭和三十六年に教職免許法一部改正がなされて、実習助手は、規定の資格と単位を修得することによりまして、高校普通二級免許状が取得できるようになってはおります。当時の議事録を見ますと、内藤政府委員の方の答弁では、免許状を取った者が教諭に現実になれるように積極的に指導してまいりたいという答弁をしておりますけれども、政府としても、この免許法の一部改正で積極的に実習助手を教諭に任用しようという姿勢が強くその当時は見受けられました。しかし、せっかく免許状を取得しても、教諭に任用されなかったし、それが進まなかったというのが、いままでの現状であります。したがって、前任者が退職をするか何かしないかその席があかないかという理由をもちまして全く任用されないというのが、いまの状況であります。したがって、そこで実習助手の皆さんが研修を積み重ね努力を重ねて免許状を取得しても、このまま生涯実習助手という、いわば未熟者としての職名に甘んじなければならぬ。こうしたこと自体、私たち考えますと、教育現場における自主的、自発的に教育者が良心的なことに教育活動に参加できる体制というのをいち早く達成していかなくてはならぬと考えます。

したがって、この十二年間という問題につきましては、私たち、五年間なり六年間程度という考え方もありましたけれども、この点については、一定の期間を持たないで、それぞれ働いておられるということ等もございまして、この資格を取得するに際しまして、いろいろな諸条件があらうし、それから、さらに学校内部における変革にもなつてまいりますので、そういうことを考え合わせまして、十二年間、こういうことを一応考えたところであります。

○山原委員 もう一点、この点につきまして、いま和田さんの質問の中で少し意見の食い違いのようなものを聞きながらちょっと心配しているわけですが、法案では実習助手の削除をしまして、職務規定の中でも削除するということになってまいります。そうすると、たとえば高等学校には実習助手は要らないのかということが出てくるわけですね。この点はもう一度はつきりお答えしておかれた方がいいんじゃないかと思ひます。特に農業高校などでは、野菜あるいは牛とか馬とかいうようなものがあるわけでございすから、その扱いについてどういふふうにするかという点も当然考えておかねばならぬと思ひますが、その点についてお答えになっておられると思いますが、簡単に結構ですからお答えをいただきたいと思ひます。

○中西(續)議員 実習助手を高等学校の各職場からなくすということに実態としてはなるわけでありまますから、その際に、いま指摘をされましたような問題が出てくるということをよく私たちも聞きます。しかし、実態としては、たとえば工業高校等におきまして、あるいは農業高校等におきましても、特にそのことが出てくるわけでありますけれども、農業高校の場合を考えてみましても、実習助手が教諭になつても農場や畜舎を中心とする実験・実習を担当するのがあくまでも本務でありますから、当然、施設、設備の維持管理、これは現在配置されておる農業従事員などその他職員とともに担当していくことになるわけであります。したがって、教諭もその点でこれを一緒に担当していくわけでありまますから、そういう問題は、私自身が農業高校の出身でありますだけに、ないと確信をいたしております。

○山原委員 私も、実験・実習が重要な基礎的な技術・技能を生徒たちに与えていくというものであり、かつ、新指導要領によりまして、この点を指摘をされているわけでございすから、その点で考へるならば、いま提案者のお考え方に対して同調できるというふうな考へております。疑問があれば、これはやっぱり今後話をしながら解決をしていくということで結構ではないかと思ひて

そういった実態を考えてみますと、これは本当に大変な仕事であるわけでございまして、これに對して適切な処遇をしていくということは、全く

供に対する温かい目というのが欠けておるのではないかというのを、このこと一つを取り上げてみましても強く感じるわけであります。小規模校

以上であります。

○山原委員　時間もありませんので、事務職員の問題について、一問だけになりますが、お尋ねをしておきたいと思います。

提案の趣旨は十分わかっておりますが、事務職員の仕事にしましても、法規に書かれておりますように、実に多岐にわたる仕事をしておられるわけでございます。その中で、県費による方と、それから市費等によつて働いておられる方がお

ございますけれども、賃金問題については、教員と現場の事務職員の賃金格差があるということで、非常に格差是正を要求する声が強く出ておるところであります。そこで、行政職のような職階制賃金体系ではなくて、教員のような、学校事務職員独自の賃金体系があつていいのではないかと考えます。ただ、このことは、まだまだ検討すべき内容もありますから、ここで断定的には申し上げか

ねますけれども、できれば、そういう方向で賃金を確定していくべきではないだろうかと思っております。したがって、現行でまいりますと、四等級の渡りまでは容認されておりますし、文部省自体も、三等級の渡りについては認めるという態度があるわけでありまして、この点もいち早く解決をしていくという措置をとるべきではないだろうか、こういうふうに考えておるところであります。

○山原委員 終わります。

○三ツ林委員 湯山勇君。

○湯山委員 最初に、文部大臣にお尋ねいたします。

昨日の衆議院本会議におきまして、国際障害者年に当たって障害者の「完全参加と平等」の実現を図るためという決議が行われましたが、大臣御存じのとおりだと思います。まだ国会から政府の方へはしかるべき手続がなされていないかと思っております。大臣はよく御存じでございますが、あの決議を実現していくためには、文部省は文部省としてそれなりの対応をしなければならぬと考えています。

〔委員長退席、中村（喜）委員長代理着席〕
このことについて、文部大臣のお考えを伺いたいこと、それと関連いたしまして、当然、ただいま提案されている障害児教育の——失礼しました……。

そこで、大臣、いろいろ時間の御都合もありませんから、そのことだけ先にお尋ねいたします。

○田中龍国務大臣 御案内のとおり、次第でございます。障害者年に当たりましては、政府挙げてこれに対応いたさなくてはなりません。それに従いまして、部署部署に従いまして対応いたしてまいるのでございますが、昨日の決議では、障害者のための各種の施策につきまして、長期行動計画を策定するなどいたしまして、一層その充実にも努めるべきであるという趣旨のことが述べられておるわけでありまして。

文部省といたしましても、政府の推進本部とも密接な連絡を図りながら、主として教育面からのいろいろな施策について充実を図ってまいりたい、かように考えております。具体的なケースにつきましては、もちろん、障害者教育のことにつきましては、養護関係その他対応いたしておりますけれども、さらにまた、具体的な問題につきましては担当の政府委員からお答えいたします。

○湯山委員 担当政府委員から後でお聞きすることになりますから、大臣は結構でございます。

それでは、続いて、養護教諭の問題につきまして、いま山原議員からもその配置に関する御質問がございましたが、私も思い出しますことは、最初、義務教育諸学校の教員定数、これがずいぶんまぢまぢになっておりましたので、最初に法律として出しましたのは灘尾文部大臣のときで、前の内藤文部大臣が初中局長のころでございまして、これは都道府県が措置したものの半額を国が負担するというのが当初のスタートでございまして、そのときに、私が、そういうふうにして果たして養護教諭が全面的に確保できるかということを実問いたしましたところ、これに対しての御答弁は、とても養成が間に合わない、その当時ので言え、とにかく気が遠くなるぐらい、このままのペースで進むと二十年もつかからないと養護教諭の充足はできないという答弁でございまして、それで、それは教育の推進に大変支障がございまして、それについて速やかに対応すべきだというような論議をしたことをいま思い出しております。

ところが、あれが三十三年としてももう二十年以上たつておつて、また同じように、ここで養護教員配置という法律の提案がなされるということは、考えてみれば、われわれも怠慢であつたような気もするし、政府当局も、この問題に対する対応が非常に鈍かつたというようにいま感じております。

そこで、当時心配されたこともそうですが、小さい学校等においては、実際に養護教員を置くよ

りも、目の前の学級担任あるいは教科担任の教員の方が欲しいというので、総定数の枠から外して、養護教員を要求しないで一般教員に振りかえるという措置も、過程においてはずいぶん講じられておりました。法律でそれらの基準も定められて、近づいておると思えますけれども、なおかつ、今日の状態で見ますと、養護教員が配置されていないで、それを養護助教諭で埋めていっているのが相当あるんじゃないかということを懸念いたしておりますが、その実情はどうなっているのでしょうか。

○中西（續）議員 養護教諭は、いま指摘ありましたように、この養成内容から見しても不十分でありますから、この点を助教諭をもつて振りかえるという措置がとられておりますけれども、五十五年度で千五百人からの助教諭が採用されておるところであります。それで、こうした養護教諭に切りかえていく政策が、いまきわめて重要な問題としてあるわけであります。特に、養護教諭の場合には、心の病に對しても、教育的に健康指導をすることが非常に重要でありますだけに、この点を指摘しなくてはならぬと思つております。さらにまた、養護職員というのが不足いたしておりますので、市町村費で約千六百人配置をされております。これも、このまま放置すると大変な問題でありまして、この点を何とか早急に解決をしていかなければならない、大きな課題としてあるわけでありまして、したがって、これらは、考えてまいりますと、いま早急にこの養護教諭養成とあわせまして措置をしていかなければならぬのではないかと、こう考えておるところです。

○湯山委員 ただいまの御答弁によつても、養護教員有資格者の養成というのが急務であるという意味の御答弁であつたかと思つて、この養成について、提案者の方で何かお考えがあればお伺いいたしたいと思つております。

○中西（續）議員 昭和四十年、国立養成所が設置されました。五十年には国立大学四年制へと移行の措置がされました。その入学定員の合計が四百

五十人、九大学十課程に現在なっております。それで、有資格者を得るに四百五十人という数では非常に少ないわけでありまして、養成機関を増設する必要があると思いますが、私たちは、一県一養成機関をという目標がございまして、これは無理をいたしましても、やはりそれに近づけるべくいち早くその対策を樹立すべきではないか、このように考えておるところです。特に、各種学校の養成につきましては、漸次廃止をするという方向を持たない限り、依然としてたやすいところに任せるといふ事態が残つてまいりますので、ぜひこの点を廃止するという方向で持つていきたいと考えておるところであります。

○湯山委員 文部省は、この充足についてどう考えておられるのか、初中局長の方で案がございしますか。

○三角政府委員 これはやはり御指摘のように、充足、需給の問題が非常に重要でございます。私どもは、今回の定めておりますところの第五次定数改善計画におきましては、これは養護教員の定数の改善ということで、全体計画数値五千二百二十二人というのを見込みましたが、それを見込みました際には、やはりこの需給の問題を考えまして、そして、ただいま提案者の方からも若干の御説明がございましたが、現在の大学及び国立養成所の五十五年の三月の新規卒業生で、免許状を取

得した者の数が両方で五百五十人ぐらいでございます。そのほかに短期大学あるいは指定養成機関というものがございまして、それらは両方で四千五百人ぐらいおります。しかし、これらがどういうふうな学校の職場に入つてきてくださるか、また、必ずしもその免許状取得者の数そのものではございせんけれども、私どもが立てました五千何何の人数に関する限りは、これは充足というところは何かとかなせるのじゃないか、こういうことでございまして、この人数とその充足をする期間によりまして、これはかなり慎重な検討をしない見直しをつける必要がある事柄であらう、こういうふうな思つております。

○湯山委員 いまのような状態で、あるいは養護教諭の資格、それから正看の資格両方を持つておれば、病院の方が有利な条件で就職できるというようなこともありそうですので、当然、文部省もそう考えているし、提案者もそう考えておられるのであれば、こういう法律を速やかに成立させて、そして教育に支障のないようにしていくというのは、お互いの重大な務めであろうと思いますので、文部省の方へもひとついまのような意味で努力するように要請いたします。

続いて、実習助手の問題ですが、すでに質問がたくさんございまして、特に残っておるような問題、論議されていないような問題の幾つかをお尋ねいたしたいと思います。

提案されておる学校教育法等の一部改正によって実習助手というものを廃止するというところでございまして、この点については、承っておりまして若干誤解されやすい要素もあるように思っています。しかし現在、高等学校、特に職業高校におきましては、職業高校における実験・実習というのは、もう教育の実質そのものであるということを考えてみると、ただ単に実験・実習というものが通常行われておる学習の補足というような意味であつてはならない。このことは、新しい学習指導要領の中にも十分指摘されておつて、提案者も十分御存じだと思います。

そういう立場から見ても、実験・実習というものの基本、それをどう考えておられるか、この提案とどう関連を持つておるかということを、まず伺いたいと思います。

○中西(續)議員 先ほどもお答えいたしましたように、実験・実習の位置づけを、私たちは、重要視する必要があるということが大きな理由でありますだけに、特に日本のいままでの教育のあり方というものが学歴社会、そしてそのための進学、それによつて大きくゆがめられてきておるという現状から考えますと、実験・実習そのものも、受験のため、あるいはテストのためという方向が強く踏襲されておるわけでありまして、真の教育

的な見地からしますと実験・実習に当たらないという状況が出てきておるわけでありまして。

したがって、こういうものをあわせて考えてまいりますと、強化をする方向でもつてやるのと、いま現場で出ておる実習助手に対するべつ視点とか、そのことによつて出ておる学校内における混乱とか、そういうものをいち早くなくし、そして、この位置づけを高めることによつて質的なものを高めるという方向でもつてこの実習助手を教員に、こういう考え方でありますだけに、実習・実験のあり方を私たちはもう一度見直し、そして教育内容の中におきましても、その位置づけを高めていくということが、きわめて重要な課題であるということを認識しながら、この問題を提起しておるということを御理解いただきたいと思ひます。

○湯山委員 やはりいま申し上げた中で、先ほど和田先生からも、実習助手というのが完全に消えてしまふというのは、病院勤務の正看護婦と看護婦というような関係もあつて、これを全面的になくすることは問題があるという御指摘がございました。

もちろん、実習教諭でございますから、教諭というのがあれば、通常の教科においても助教諭というのは当然あるわけでございましょうから、そういうことも考えられて、ただ実習教諭だけということではないと思ひますけれども、それはそれとして、定数に実習助手、それから通常の機械的な機械の教諭というものが一括して入つてくるというようになれば、具体的に一体どうなるのだろうか、定数の中で処理がどうなるかというのがちょっと疑問になりますのと、それから、そういうことでもしそれを誤れば、学校運営、教科の運営にも支障を来すという場合もあるかと思ひますが、それらをどう処理していくか伺いたいと思ひます。

○中西(續)議員 現行定数法による教諭の数、これに実験・実習を担当する教諭として現行定数法による実習助手の数に見合う数を加えることにい

たしておるわけでありまして、基本的には、現行定数法による教諭及び実習助手の総数は、提案している改正案が成立いたしましたも同数となるわけでありまして。したがって、結果的に教諭の数は増すわけでありましてけれども、実験・実習を初め日常の生活指導なども含めて、現在よりも厚みのある指導体制をとることがむしろできるのではないかと。したがって、教育的にも学校運営上におきまして、プラスの面はありまして、マイナスの面は出てこないのではないかと、こう私たちは認識をいたしておるところであります。

○湯山委員 次に、事務職員の問題についてお尋ねいたします。

これももう御質問ございましたが、私も現場を見てみますと、たとえば学校の指定統計、これは一番大きな統計ですけれども、五月一日になされますが、大きい学校だからそれは分量が少ないとか多いとかというのではなくて、どこも平等です。それから県の教育委員会なりが学校の実態調査をやる、その調査項目も学校の大小によらず一律であつて、その辺は、学校の規模によつて事務量の差別はほとんどありません。ただ、給料の計算などは、数の少ないところは幾らか少ないというのではありません、調査、事務の系列、それから形式、内容というものは、学校の大小にかかわらずなされていますから、それを学級も持つてい

る授業も持つていける教諭が兼務するということ、これはもうほとんど不可能に近い、ずいぶん無理がいつているということを現に見ております。

そういうことから、その弊害については、提案者においては十分おわかりのことと思ひますが、国立学校等におきましては、高校にしてもあるいは中学にしても、潤沢なという言葉は当たりませんけれども、それに対応するような配置が行われておる。ただ、公立の学校では非常に窮屈だということをよく聞かれますが、その実情はどうなつておるでしょうか、まずこれを伺いたいと思ひます。

○中西(續)議員 私たちが調べたところにおきましては、文部統計要覧によつて調べたわけでありましてけれども、国立学校におきましては、小学校が、七十一校に対して事務職員二百八名であります、図書館事務職員十二名、計二百二十名になっております。したがって、一校当たり三・一人。中学校につきましては、七十六校に対して事務職員二百十三名、図書館事務職員九名、計二百二十二名。したがって、一校当たり二・九名になっております。

公立学校でも、いま指摘がありましたように、学校事務の種類あるいは量については、国立学校とほぼ差がないわけでありまして、当然、公立学校におきましても、約三名に近い国立学校と同様の措置がさるべきでありますけれども、当面、私たちが要求しておりますように、いま欠けておる各学校にぜひ一名だけはということと提案しておることを御理解いただきたいと思ひます。

〔中村(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○湯山委員 配置されない学校は、県費負担の事務職員が得られないために、市町村負担あるいはPTAで雇い入れておるというような形で補つておる実例も相当あると聞いておりますが、その実情はどうなつておるか、おわかりでしたら御説明願ひたいと思ひます。

○中西(續)議員 お答えします。
各県の実態によりまして相当その差がございましてけれども、一部の県におきましては、定数内におきまして臨時事務職員が配置されたり、あるいは数校兼務の実情が見受けられます。

たとえば新潟県の例を一つとてみますと、五十四年度でありますけれども、五十四名の臨時学校事務職員が配置されておるということを知っております。臨時職員の採用につきましては、教育事務所単位で行つておりますけれども、賃金が高いとか勤務条件がよくなるとかいろいろなことからいたしまして、確保することが大変困難な状況になっております。

そのほか幾つかの県の実態を知っております。

れども、いずれにしましても、特に兼務の場合におきましては、山間僻地の場合が多いわけでありまして、きわめて長距離間を兼務するという実態等がありまして、この点、事務上大きなそごを来すという状況等も出ておることを申し添えておきたいと思ひます。

○湯山委員　ひとまず、これで終わります。

○三ツ林委員長　次に、馬場昇君外四名提出、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題といたします。

本案に対する提案理由は、去る三月二十日すでに聴取いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鍛冶清君。

○鍛冶委員　ただいま議題となりました法律案につきまして、若干の御質問を申し上げたいと思ひます。

本案を提出されました馬場昇君外四名の方々には敬意を表するものでございますが、この法案の理解のためにも五点左右にお尋ねをいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、提案理由の説明を先日お聞きしたわけでございますが、その中に、「従来、盲・聾・養護学校は特殊教育諸学校と称しておりますが、本案においては、これを障害児教育諸学校と改めることにしております。」こういうふうな提案の理由の説明がございましたが、この名称を改めるようにされた理由をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○馬場議員　鍛冶委員にお答えする前に一言申し上げたいわけでございますけれども、ことしは国際障害者年でございますし、そして、はからずも昨日の衆議院の本会議で「国際障害者年」に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議」が満場一致決議されました。その中で、その第一項目といたしまして、「障害者対策の抜本的

改善を図るため、中央、地方を通じ「長期行動計画」の策定に努めるとともに、特に障害者に関する現行法制及び諸制度の現状を点検し、その改善に努力すること」とあるわけでございます。私もこの国会決議に当たりますこの法律は、まさにこの国会決議に当たりますのじやないかと思ひます。

きのう国会決議されました、きょうこの委員会ではこれを審議していただきます委員長並びに委員の皆さん方に心から敬意を表するところでござい

ます。

いま鍛冶委員から御質問ございましたように、私もこの法律の中で、従来使われておりました「特殊教育」というものを「障害児教育」というぐあいに名称を変えております。これはもうひとえに、この名称の差別とかどうかということも背後にございまして、私も、この名称を改めまして、本当にこれから障害者の教育を拡充、充実していきたい、そういう強化、発展を希望しながら、やはり言葉を、差別的といひますか、何かそういう言葉の響きのないように、そして本当に発展させますようにということ、名称まで変えて抜本的に提案しているところでございます。

○鍛冶委員　では、次に進めさせていただきます。御提案なさるについては、種々現状等も把握なさった上で当然御提案なさっておられることと思ひますが、現在の盲学校、聾学校及び養護学校の学校数とか教員数、児童数、生徒数、こういったような面での具体的な把握、これについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○馬場議員　昭和五十五年五月一日の学校基本調査によりますと、まず、盲学校、聾学校、養護学校の学校数でございますけれども、盲学校七十三校、計八百六十校でございます。

学んでおります生徒の数は、盲学校が八千百十三名、聾学校が一万一千五百七十七名、養護学校が七万二千二百二十二名、合計九万一千八百十二名でございます。

教員数は、盲学校が三千三百六十三名、聾学校が四千七百五十六名、養護学校が二万五千三百七十四名、合計三万三千四百九十三名でございます。このほかに、寮母並びに事務職員、現業職員、介助職員等を加えますと、障害児学校に約四万数千名の人が働いております。

○鍛冶委員　そこで、昨年の五月の九十一国会では、政府提案による教職員の定数法の改正案が成立をいたしました。障害児学校関係部分が相当改善をされてくる、こういうふうな思っております。ですが、それにさらに踏み込んで定員を変え、また、いろいろと措置をなさろうとされております。その内容、目的等について、さらに詳しくひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○馬場議員　昨年の九十一国会で定数法が改正されました。その中で障害児教育関係分もある程度改善されておるわけでございますが、この現行制度の中で幾つかの問題点を持つておるわけでございます。

まず第一は、小学部、中学部の標準が小・中学校の標準法の中に入っている、高等部の標準が高等学校の標準法の中に入っている、残念ながら幼稚部については法律がない、こういうのが現状でございます。私どもとしましては、現在の障害児学校を見ますと、設置しておるところが全部ではありませんが、大部分のところは幼稚部から小学部、中学部、高校部とずっと設置しております。それを一貫して教育を連携をとるなら、私どもは、そういう状況でございます。

で、私どもは、やはり障害児学校の教育を振興するためには、幼稚部から高校部まで一貫して独立した標準法でもってやる必要があろう、これが現状の問題点であるので、変えたいと思ふ第一点でございます。

第二点の問題といたしましては、現行の十二年計画等を見てみましても、たとえば寮母などにつきましては、最低保障対象の小規模寄宿舎を除きまして、十二年間でも全然増員にならない、こういう現状もあるわけでございますし、確かに教

員、寮母さん合わせまして、去年の改正でも五百二十四名が増員になるわけで、これは一歩前進したとは認めておるのですけれども、しかし、そのほか、たとえば教職員の週担当授業時数の削減というのは行われていない、こういう問題とか、さらに、最近、その重度・重複児童が非常に多く入ってきましておるわけでございますが、これに対する対策、対応というのが欠けておる、こういう問題もございまして、さらに、十二年計画を言っておるのですけれども、私も、十二年計画ではどうしても長過ぎる、こういうような感じを持つておるわけでございます。

そこで、提案しておりますのは、現行定数法で分かれておりますのを一本にしたということ、それからもう一つは、教職員等の担当の授業時数というのを、特に幼・小・中学部では大体週十五時間、高等部では週十二時間、こういう基準にいたしました。教員増を図った、こういうことでございまして、さらに現業職員の定数も定める、そうして先ほど申し上げましたように、十二年は長過ぎるから六十年にした、こういうことでございまして、特に情勢といたしましては、最近、盲・聾学校の生徒が減っているという時期でもございまして、さらに、その重度・重複児童の入学がふえておる、こういうものに適応させた、そして新しい法律を出した、こういうことでございます。

○鍛冶委員　私も、国立久里浜養護学校等、また地元にもいろいろ養護学校がございまして、ときどきいろいろと見させていただき、お話を承ったりはしているわけでございますが、そういう中で、特に重複の障害児の方々、大変にこれは手とり足とりという形でやらなければいけない、ひどいお子さんになると、むしろマン・ツー・マンでも足りないぐらいではないかというふうなお子さん、一生懸命に先生方が教育していらっしゃる、この目で見てまいりました。

そういう意味から、この定数については、御提案の趣旨というものは大変理解ができるわけでございまして、これは先ほど湯山委員も御質

疑の中で触れられておりましたし、ほかの委員も触れられておったと思いますが、教員の数、これは本法が成立して施行されたら仮にいたしますと、当然、相当数の人員がふえてくるようになると思います。それに対して、やはり実態面とい

たしましては、教員の数がふえればそれだけ相当財政的な裏づけも必要になってくるであろう。また、果たして養護教員が、法は成立したけれども、それを充足するのに、一応経過措置を六年といふことにはしてありますが、それで現実に対応ができるのか、こういったいろいろな点を考えてまいりますと、もしそれができないと、これは絵にかいたもちになってしまいます。そういった点

が、まず、本法が仮に成立したとして施行されたときに、さつきちょっと御答弁いただきましたが、教員の数の現状を御報告いただいたわけですが、それと比べてどれくらいふえるようになるのか、もし試算等しておられればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○馬場議員 お答えいたします。

この法律が成立いたしますと、教員の増が、現在の現行法で十二年計画で五十五年、五十六年度分の増員があつてゐるわけでございますけれども、それを差し引いて、この法制定による増は一萬二千三百二名、こういうぐあいに計算をいたしております。これは教員です。それから養護教員の増が二千四百四十四名、合計一萬八千四百四十六名の増でございます。それから寮母の増が二千五百九十六名、事務職員の増が二千二百八十五名、こういうような増員を見込んでおりました。これを六十年計画で充足していく、こういう計画でございます。

○鍛冶委員 本法による定員増というのは、そういう形になると思いますが、これは一般の教員の方についても、やはり相当定数というものがふえていくかどうなるかと思ひます。そういったしますと、全般的に見まして、やはり財政的に相当大きな支出というものが考えられるわけですが、こ

ういった点については六十年の経過措置の中で十分対応できるというお考えが、おありなのかどうか。

それから、教員につきましては、先ほどからいろいろ議論がございましたように、養護教員の方々の養成というのはやはり大変厳しいみたいでありますし、また、あつてもそちらの学校に行くか行かないかという問題もあるようであります。こういう点についても配慮はなさっておられるとは思ひますが、こういった点、多少不安も残りますので、この点についての御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○馬場議員 この法律成立によりましてどのくらいの経費がかかるかということでございますが、まず、教員、養護教員の増は、先ほど言いました人数でございまして、年間一人当たりの給与を四百九十万というぐあいに計算いたしますと、実は八百八十九億四千万の増になるのです。それから寮母の年間給与を四百四十七万として計算いたしますと、百十六億四千万の増になります。事務職員の年間給与を三百七十六万というぐあいで計算いたしますと八十五億四千万の増になるわけでございまして、先ほど言いました人数の合計二万三千二百七十七名になります。所要経費は千九百億四千万になります。これは六十年で充足するわけでございまして、単純に六で割りますと、国庫負担が二分の一でございまして、国の費用は一年九十億、こういう計算になるわけでございまして、時あたかも行財政改革の時期でございまして、けれども、国際障害者年であるし、この九十億といふ金は、やはり障害者の教育を充実、拡充していくというには、出そうと思へば十分出せる金であるというぐあいに考えております。

○鍛冶委員 では、最後に、これは本法律案と関連いたしまして文部省の方に、事務局にお尋ねをいたしたいのであります。わが党は、以前から教員養成の問題と絡みまして、教育実習の場に障害児教育をぜひ含めていくべきであらう、むしろ積極的な義務づけるぐらい

にやつていいのではないかと御提案、御質問を申し上げたことが再々あるわけでございまして、こういう点の具体化、実際にまどういうふうな御要望申し上げ、御質疑申し上げたことが具体化されてきているのか、また、いまだどういう取り組みがなされているのか、この点についてお尋ねをいたします。

○宮地政府委員 お答え申し上げます。

教育実習で障害児教育を義務づけるということについて積極的に取り組むべきだという御指摘につきましては、先生からもお話のございましたように、何度かこの委員会でも御質疑をいただいております。先般も当文教委員会でも有島先生から御指摘をいただいた点でございます。その際御説明を申し上げたわけでございまして、教職を志望いたします学生に対して、心身に障害を有する児童・生徒についての理解を深めさせるということとは、大変有意義なことではございますし、ぜひともそうしなければならぬことではないか、かように考えております。

そこで、先般もお答え申し上げたわけでございしますが、日本教育大学協会におきまして、国立の教員養成大学・学部におきまして、そういう教育実習の効果や方法等についても検討していただいております。

そして、養成審議会の御了承もいただきまして、昨年度からでございますけれども、一般の学校の教員となろうとする者についても、特殊教育諸学校における実習の成果をもつて教育実習として評価をするという考え方で、関係の大学や各都道府県教育委員会に対して指導するというようなことで対応をいたしておるところでございます。

問題は、どうもそういうことが必ずしも十分徹底してないのではないかという御指摘も先般いただいたわけでございまして、また、六月にも教育大学協会のお集まりなどもございまして、そういうような機会を見まして、さらにそういう趣旨の徹底については私どもも十分対応してまいりたい、かように考えております。

なお、免許状の取得を希望する学生全部の総数で申し上げますと、十七万人を超える人数になるわけでございまして、それらの教育実習を特殊教育諸学校ですべて行うということになりますと、実習生の数と受け入れ可能な学校の規模というような均衡の問題などを考えますと、そのことを直ちに実現するというのはなお問題があらうかと思ひます。

そういうことで、教育実習の面で積極的に取り入れていくという方向については、すでに通知もいたしておるわけでございしますが、なお一層その趣旨の徹底には努めたい、かように考えております。

○鍛冶委員 ちょうど時間となりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○三ツ林委員長 三浦隆君。

○三浦(隆)委員 まず初めに、すべての障害児が個人として尊重され、差別なき教育を享受できるように、その教育環境の条件整備を行うということはよいこととすし、必要なことだと思ひます。

その意味では、この法案の提案理由の趣旨にございまして「公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準法を制定し、学級編制及び寄宿舎の舎室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図ることにより、障害児教育へのきめ細かい配慮を行い、障害児教育の一層の充実に寄与しよう」という趣旨、そして、「また、重度・重複障害児の急速な増加や盲・聾学校の児童・生徒数の減少などに対応し、その現状と実態に即した改善を図り、とりわけ重度・重複障害児の増加等による過度の勤務のため腰痛等教職員の健康破壊が進みつつあるのを阻止するため、さらに教職員の大幅増員が必要」だという現状分析とその改善策そのものにつきましても、前向きに検討されてよいものと思ひます。しかし、よりよい方向へと改善を望まれているのは、障害児教育の分野だけではなく、福祉諸関係等他にもいろいろの分野がございまして、

そこで、この障害児教育の実情につきまして

は、先ほど鍛冶委員の御質問に対しての馬場議員の御説明にもございましたが、現在の実情は、昭和五十四年五月一日の文部省統計によりますと、盲学校の学校数が七十三校で、うち分校二です。在学者数八千三百三十人というところは、一学校当たり平均百十四人です。また、そこに働く本務者としての教員数は三千三百四十五名で、在学者数にしていわれる一人当たり二・四九といった割合になっております。それから聾学校では、学校数が百十、うち分校九でございしますが、在学者数一万一千九百一十一名、一つの学校当たり平均百八人、本務者教員としては四千七百九十三名でございしますので、一人当たり二・四九、同じ比率です。それから養護学校、学校数六百五十四、分校数百八、在学者数六万八千五百五十六名で、一つの学校当たり平均百四十四名、そこに働く本務者としての教員数二万二千七百九十六名でこれを割ってみますと、一人当たり二・九九。言うならば、大体二・五から三といった比率が出ています。さらに、これがより充実することが望ましいのでございすけれども、一方では大蔵省統計で、昭和五十六年度の予算定員対前年度比較表というふうなものが出ておまして、どこかの省庁が前年に比較して公務員数がふえているか減っているかというふうな表などが出ておりますが、どうお考えでしょうか。

○馬場議員 ちよつと最後の方の御質問が……。
○三浦(隆)委員 大蔵省の統計によりまして、「昭和五十六年度予算及び財政投融資計画の説明」というのが出されております。これによりまして、公務員数が省庁によって減っているところあるいはふえているところというふうなものがあつたのですが、この表から見てのいわゆる文部省の問題点、いかが御理解されておられますか。
○馬場議員 ただいま盲学校、聾学校、養護学校の生徒一人当たりの教職員の数の試算のお話があつたわけですが、私もどなたかお話を聞いても、そういう計算をいたしまして、特に先ほどちよつと答えたいわけですが、どうお考え

も、小学部、中学部では大体教師一人当たり十五時間、それから高校部では一人当たり十二時間、というふうな物の考え方によってこの定数法をつくっておられるわけでございます。そういたしますと、小学部では大体一・八四人、それから中学部では二人、高校部では二・八三人、それを考えておられるわけでございます。先ほどちよつと三浦さんもおっしゃいましたように、最近、重度とか重複児の生徒がものすごくふえているわけですね。そういう中で、おっしゃいましたとおり、先生とかあるいは寮母さんに、腰痛とか妊娠障害とか本当に健康破壊というものも出ておられるわけでございます。先ほどちよつと申されたようにございすけれども、まさに一対一あるいは二対一、そういうぐらゐの教育も必要だ、そういう状況でもございすので、私もまだふやしたい、こういう現状にあるというぐらゐに見ております。

特に、養護学校が義務制になりまして三年目でございすので、こういう点が非常に大きくあらわれてきておられるわけでございます。ぜひこの際大いに増員して障害児教育の振興を図りたい、こういうことでございまして、教育現場、障害児教育の振興、どうしてもこれだけ必要だといふところから試算し、この法律を出しておられるわけでございますので、この辺の他の省庁との比較、定員の増の比較というものは、残念ながら十分にはいたしておりません。

○三浦(隆)委員 ちよつと質問の趣意と違つたように思うのですが、言うならば、いま財政再建というところで過酷な行政改革を強いられようとしておられるわけですね。そこでは現に働いている公務員の人々も、場合によっては配転なりその他のいろいろと苦しい状況を強いられるかもしれない、そういうふうな現状にあるわけですね。そして、国のこうした状況というのは、恐らくは地方自治体にも及ぶはずであります。いま障害児教育諸学校における統計は、さらにここで詳しく国立・公立・私立と分けてありますが、これは省略させていただきます。

ただ、言うならば、いまむしろ人員の削減を図ろうとしているときに、いささかもふやすというには、それなりの相当の論理構成が必要とされる。先ほど言つたように、もっと充実したいという分野は、何も文教だけではないのであつて、各省庁にもまたがっているところだと思つて、各々、それがそうできないで、ふやすどころかむしろ減らされようとするところが少なくないといふことです。

たとえば総理府、大蔵省、農林水産省、通商産業省、郵政省、労働省、建設省、自治省と軒並み対前年比人数が減つてきているわけですね。こうしたときに、他の省庁はほとんどゼロないし一けた、やつと二けたの伸びぐらゐを示しているにすぎません。たまたま自衛官九百九十六名の伸びというのが際立つて目立つところではありますが、これに対して文部省の場合には二千九十六名という増になつております。ほかが減り、ほかが増えているときに、文部省だけが大幅に大きく伸びているといふことであります。

ですから、この事実は、行政改革に直面して厳しい局面に立たされております他の省庁から見れば、教育の重要性というものをきわめて認識しつつも必ずしも釈然としない思いを持つ人が少なくないであろうといふことであります。特に国の行政改革が必ずや地方公共団体に及ぶことを考えますと、障害者教育というものがきわめて公立に依存する度合いが強いものですから、仮に法案が通つたとしても、恐らくは公立自体でもこれを行つていくことは大変にむづかしいだろう、こう考えるわけでありまして、そこで、国にしても地方自治体にしても、むしろ伸び悩んでおられるような文教予算の中で、いかに効率的に文教の質的向上を図るかということが大変にむづかしい課題としていま迫られている、こう理解いたします。

そこで、この一つのあらわれが、五月二十七日の文教委員会で採択されました大学の新増設等を抑制しようとする私立学校法及び国立学校設置法の

の一部を改正する法律であつた、このように思ひます。私自身は、受験難に悩む子供たちを考えれば、むしろ時代の要請として新しい諸学部・諸学科も必要かもしれませんので、できるだけ学校をふやしたい、収容定員をふやしたいと思つておられるわけでありまして、しかし、いまの時点、この行政改革を強いられるときは大変に苦しいのだ、その一点をもちまして一昨日賛成へと踏み切つたわけでありまして。

その際に、いつまでも時限立法の形で抑えることはよろしくないからという形で、特に附帯決議案を示したわけですね。そこでは、たしか社会党の嶋崎委員からも、この法律の理念についてはともかくといたしまして、行政改革に伴う抑制措置のやむを得ざる、必要な理由についてはある程度お認めいただいたのではなかったか、このように理解いたしております。

そこで、重ねての質問になるようでございますが、鍛冶委員も言いました、この厳しい行政改革が行われようとするときに、盲・聾何がいふた名前を変えようといういわゆる名称の変更はともかくといたしまして、今日の時点で、働く人々、公務員を増員するといふ点は、いささか無理なのではなからうか、このように理解しますが、いかがでしょうか。

○馬場議員 質問の趣旨がよくわかりました。一昨日この委員会、私立大学、国立大学の設置を三年間抑制しようという法律に三浦委員は賛成なさつたというお話でございすが、私もこれは反対をしたわけではございません。それから、そういう抑制をするという法律が、この文教委員会で通つたわけですが、きょう、先ほどちよつと申しておりましたように、ちゃんと本会議で、障害者年に当たり決議が行われているわけですね。その決議の中には、先ほど私も読み上げましたように、長期行動計画を策定して障害者に関する現行法制及び諸制度の現状を点検して、その改善に努力すること、障害者年に当たつて障害者教育その他を含めて改善に努力せよ、国会と

さらには行政は、これは国民に対する国会の決議ですから守らなければならない、こういうことでございまして、私どもとしましては、何としても前向きにこの国会決議をやる。それで、現在、障害児学校に学んでおります生徒が九万人ぐらいいおる。そこに働いております教職員は四万五千人ぐらいいおる。それが、われわれのこの法律でどんなに充実した明るい学校になり、明るい教育ができるか。そして、この趣旨にありますように、四百万の障害者に対して、われわれが国会でこれをつくり上げてやるとだけ希望と夢を与えるか、こういうことでございまして、私どもは、そういうことをきのう国会の本会議で満場一致で決議したのだ、そういう趣旨からこの法律を提案するのは当然のことだと思っております。

さらに言いますと、いま行政改革の問題がございまして、行政改革の中で――それは要らないものはどんどん削ってよろしい、削らなければならないという思想でございすけれども、要るものはふやさなければならぬ、これが行政改革だと私どもは考えておるわけでございす。

そういう点から言いますと、先ほど言いましたように年に九十億円です。この九十億円という金は、この国会決議の中で当然に許されておる、こういうことでもございすし、さらに私どもは、行政改革は、教育とか福祉とか、こういうものを後退させてはならないという基本的立場も実は持っております。

では、どうすればいいのかということになるわけでございすけれども、たとえば租税特別措置法、そういうものを適正に運営し、法を改正してやれば、われわれの試算では二兆円ぐらいいの金はそこから出てくる。あるいは、たとえば海外援助費、そういうところからも削れるんじゃないか。さらに、防衛費につきましても、聖域と言っておりますけれども、この九十億円という金は、たったジェット機一機分を買わないということになれば九十億円というのは出てくるわけです。そういう面から言って、本当に私はでき得るも

のだと思ひますし、さらに文部予算の中で言ひましても、たとえば、われわれは主任手当なんか要らないと言ひつゝ、主任手当を削ればいいわけですよ。要らないものを削る必要はないじゃないですか。さらに言ひつゝ、たとえばこういう時期に五千人もの教職員の海外研修をやる必要はないじゃないか。あるいはいろいろな官製研究会などする必要はないじゃないか。補助金も削れるじゃないか。そういうことをやっていますと、九十億円ぐらいいの金は出てくる。そういうことを文教委員会でも努力することが、きのうの国会決議に報いることでもありますし、八一年の国際障害者年におけるわけがとるべき道だ、こういうことを出し

ておるわけでございす。

○三浦(隆)委員 抽象的な論理に反対する者はだれもおらないのです。そうではなくて、現実には四十六兆七千億円ぐらいいの予算しか組み得ないわが国で、よかれあしかれ昭和五十年から公債がどしどしと発行されて、十年後、昭和六十年にはこれを返さなければならぬ。すでに七十兆円も八十兆円も累積が積まっております。このまま続けば百兆円を超えようとしておるわけですよ。まさに一兆円、二兆円を問題にしているのではなくて、百兆円をいまわれわれはどうしようかとしているわけですよ。その国債の利子支払いだけでも容易ならざるに、これを元本そろえて返さなければならぬ。ウルトラCの何かの収入があればとにかくとして、まごまごすれば増税なりその他われわれに大変過酷なしわ寄せが来ようとするからこそ、支出も何とか切り詰めてしなければならぬ。こういう必死な思いをされているのであつて、私たちにとつては、いまの自民党政府がいままで続くなと思ひつゝおられます。ひよつとすれば昭和六十年目前に耐え切れなくて退陣するやもしれぬ、われわれ野党がその後を継ぐやもしれぬと言つたときに、できもしないことを言うことは恐らく不可能だということでありす。責任野党として、しっかりとすべて万般を見通しながらわれわれは考えていかなければならぬのだ、こういう

角度から質問をしているわけでありす。

そこで、時間もございせんが、さらに質問をいたしますが、いま実は手元に、国立視覚障害者技術教育短期大学というふうなものを、視覚障害者の伝統的な職業であるはり、きゅう及び理学療法、技術教育をよりよく行うために、そうした短大をつくらうとしたい、こういう陳情なども、これらの人々の団体の総会において決議されたものとして私の手元に来ておるのですが、いかが御理解されるでしょうか。

○馬場議員 それは私の手元には、きょう質問の通告もございせんので、資料を持ってきておりませんから、まだ詳しい内容を知りません。

○三浦(隆)委員 詳しい内容はともかくとして、こうした国立視覚障害者技術教育短大というものをつくりたい、そう思っている人が大変多いからつしやる。こういう短大をつくることは是非かというところをお尋ねしたいと思ひつゝいます。

○馬場議員 それは必要とあれば、ぜひそういうものはつくらなければならぬという考え方を持っております。

○三浦(隆)委員 同じことで、こうした問題も大変な多額の資金を必要とするわけですが、このようにして、いままでなくても、どうしてもこうしても必要であるというふうなものに対しては、本當につくつていかなければならぬ、このように考えてはおります。

さらに、時間がないので残念ながら触れることができませんけれども、実は社会党なり共産党、そうした人々に本當は教育、学校というふうなものについて基本的にお尋ねをしたかつたというふうに思ひます。

いずれかの機会を見てお尋ねしたいと思ひつゝますが、その中には、いわゆる独占の側に立つものと反独占の側に立つものと、二つの学校なり教育というふうなものがあるのだといった有力な説などが述べられております。そうした説を考えたときに、こうした障害者教育というふうなものは、

二つのうちのどちらに入るものかどうか、私としては大変問題を感じております。

いずれかの機会に改めて御質問をしたいということをお願いしまして、私の質問を一応終わります。

○馬場議員 私どもの教育に関する考え方は、憲法、教育基本法にのっとりやっております、これを遵守するという立場であることをはっきり申し上げておきます。

○三ツ林委員長 山原健二郎君。

○山原委員 この問題についての質問の最初に、二年前、一昨年八十四通常国会の衆議院の本委員会に公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案ということで共同提案をしたことがございす。いま提起されております障害児教育の問題についての定数もその中に含まれておりました。

今度出されました法案は、大体基本においては同じだと思ひますが、もし部分的な修正などがありましたら、その理由と個所について御説明をいただきたいのです。

○馬場議員 お答えいたします。

基本的には、二年前に出しました法律と同じでございす。「特殊教育」を「障害児教育」と改めて、先ほど言ひましたように、幼・小・中・高相互の連係のもとで一貫した教育を行つて、実情に即して一本の法律とするということで、障害児教育の充実強化を図るという、基本的には同じ内容でございすが、実は一部手直しをしております。

理由は、昨年九十一国会で政府提出の定数法の改正で、障害児関係部分も幾分改正されたところはあるわけでございすので、それを踏まえたというところ、第二の問題は、五十四年から養護学校が義務制になつてきておまして、ことし三年目になるわけでございすが、先ほどから言ひつゝおられますように、重度と重複児の入学が非常にふえておる、このことをこの法律の中で加味した、こういう点がございまして、具体的に言ひますと、この前の法律では小・中の学級編制基準が

八人だったのを七人にしておるとか、あるいは高等学校は十人だったのを九人にしておるとか、重復の方は五人だったのを三人にしておるとか、そういうところが変わっております。それから、寄宿舎の舎監の増をやっておりますし、寮母の最低保障の八名を十名にしておると、そこが変わっておりますし、それから寄宿舎の重度・重復児の入舎増で寮母の増もさせておるわけでございます。それからさらに、健康維持とか医療保障の側面から養護教諭をふやした、こういうところが一部手直しをしておるといってございまして。

○山原委員 いま御説明がありましたように、義務制に伴いましていわゆる重度あるいは重復児の受け入れということが行われるために、大変な腰痛その他の問題が出てくる、これは必至の状態、もともと予想されたことではございますから、その点で先生方の増員というのは、いわば国際障害者年の問題でもちろんございすけれども、これは当然の要求として早急に抜本的に解決をしていかなければならぬ問題だということをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

その次に、障害児学校における寮母さんの定員増の問題でございますが、これは去年の定数法で、結局、肢体不自由児の養護学校の場合には、寄宿舎の舎生の四分の一から三分の一へ、それから小規模寄宿舎の最低保障は八人から十人、それから舎監教諭を一名加配するというふうな一定の改善がなされているわけでございますが、しかしよく検討してみますと、先ほどもお話がありました、小規模でない寄宿舎においては盲・聾・精薄及び病・虚弱養護学校の寄宿舎の寮母は、十二年たちましても一名もふえないことになると思いますが、この点についてはどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか。

○馬場議員 おっしゃるとおりでございます、障害児学校の寮母は、小規模でない寄宿舎では、現行法では十二年たちましても一人もふえない、こういうふうになっておるわけでございまして、そこから先ほど言われましたような腰痛とか

妊娠障害とかいろいろの障害が出ておると、こういう状況でございます。

そこで、この法律案では、寄宿舎の舎監の編制というものを男女別にいたしまして、幼・小・中は五人にいたしております。高校部は三人にいたしております。これに對しまして寮母を、幼稚園で三人、小・中部で二人、高校部で三人、こう配置することにしたしております、こういったしますと、私どものこの法律が成立いたしますと、二千五百九十六人の寮母の増になるわけでございまして、だから、現在の寮母数というのは四千五百名前後でございますので、約五五%の増になるというところで、この寮母の問題につきましては抜本的な改善を図る、こういう気持ちで出しておるわけでございまして、こういうものを現行の十二年から六十年に縮める、そういったしますと、いま言いましたような身体破壊、こういうものもなくなっていくのじゃないか、こういう考え方を持っております。

○山原委員 私も、去年この問題について心配をしながら法案の修正案を出したわけですが、この点、いまおっしゃったような方法で解決されようとしているわけで、なおこの点についてはさらに煮詰めの段階で方法を見出すことができるのではないかと思います。

それから、もう一つの問題は、訪問教育制度の問題でございますが、これは去年、私の党の栗田議員が独自で調査をして、文部大臣に対して質問をしたことがございます。そのときの定数算出方法は、盲・聾・養護学校の学級増として算出をしまして、一学級当たり五名までを訪問学級としておりましたが、十二年後には三名ということなんです、そして、実質的には五名につき一名の教員配当となっておりますが、この法案では、別枠で算出をしまして、対象児五名までを三名の教師が当たることになっておると思うので、そういう点で、対象児に対する教育が週二回で

二時間ずつ、合計しまして四時間の授業を受けるのが大体ほとんどの県の傾向のように思っておりますが、今度の法案でいきますと、大体提案者のお考えでは、訪問教育は週何時間ぐらいいなると判断してよろしいでしょうか。

○馬場議員 訪問教育制度のお尋ねでございますけれども、この法律案では、訪問教育対象児五人までに教員三名とやっておりますし、あと三名ふえるごとに一名の教員増とする、こういう内容になっておるわけでございます。ですから、その上に訪問教員の持ち時間を、先ほどもちよつと言ったのですが、週十五時間としていきますので、週一人当たり大体七時間から十時間ぐらいいの訪問はできる、いわゆる非常に改善するということでございます、現行法では、私どもが計算しますと、十二年後でも一人当たり大体週五時間、最高七時間ぐらいいないかと思っておりますが、この法律では、週一人当たり七時間から十時間になる、こういうことではございまして。

○山原委員 大体いまの御説明でその辺の事情がわかってまいりました。

次に、いま予算委員会に匹敵するような大論争が行われたわけでございまして、これはやはり一番大事なことなんです。したがって、この法案では、先ほどから説明されておりますように、年間九十一億ですが必要となるわけで、ここからどう考えるかということですが、実はいま三浦さんの方から、独占、反独占という言葉が出ました、行政改革の中でどうするかという問題が出たわけですが、これは、行政改革そのものがあるいは日本の予算構成そのものについてどういうふうにか考えるかという見方によって、論争が起ることは当然のこととして、その点では、本当に言えば、現在の行政改革が本当に民主的で、しかも国民に對するサービスその他に對してはこれを充実していく、しかも、余分なものあるいは天下りその他については適切な批判を加えていくということが大事だと思っております。

同時に、私は、去年の十月、十一月に、たまたま東欧の諸国を回る機会を得たわけでございまして、そのときに感じたことがあるのです。それは確かに、日本の今日の状態から見ましたならば、決して豊かではないと思えました。それはルーマニアへ行ってもブルガリアへ行ってもハンガリーへ行きましたが、いまホーネッカー議長が来ていますが、東ドイツにおきましても、そういう意味の豊かさという点では、それは日本の方が豊かに見えますし、いわば経済大国としての実績を持っているわけですね。けれども、じゃ福祉の問題あるいは教育の問題から見ますと、中身の批判は、これはいろいろ見方があると思えますけれども、しかし、ずいぶん違うのです。

たまたま私は、ハンガリーで病氣をして、三泊四日ハンガリーの病院へ入れられたわけですが、帰るときには、いろいろ経費を含めまして二万八千円の経費を請求されまして、それを払いましたときに、あなた達は外国人だからお金を取りますよ。しかし、私の国の国民でございしたら一銭も取りません。社会主義の国が、そういう点ではかなり充実した社会保障制度を持っておるといことは知っておりましたけれども、現実にはこう体験をしまして、やはり貧しい、豊かではない国であつても、それだけのことができればいい、この問題があるのか、あるいは教育の面でも、就学前の子供から、東ドイツの場合はキンダーガルテンなどという、子供の学園といいますが、そういうものからずっと大学を卒業するまで経費は要らないというふうな状態です。これは資本主義の国と社会主義の国と違ひはあると思えますけれども、しかし、国の経済の持ち方あるいは仕組みなどというものが検討されますと、ずいぶん変わったものが出てくるのだろつというのを痛切に感じたわけですね。また、最近の行政改革の中に見られます日本経済の仕組みを見ましても、たとえば、非常に大型プロジェクトの仕事というのは予算がいふんつくわけですね。私も四国ですから、本四架橋というのがあるわけで、これは四国住民の要

求でもあります。しかし、三つも一緒にくるといふことになり、膨大な金が投入されますけれども、その国家資金が投入されて、実際にそれによって仕事をしておるのは、大手の鉄鋼とかセメントとかいうところで、四国や中国の中小の業者はほとんどこれに参画することはできない、仕事を欲しいと思つてもほとんど参画できないというふうな実態があるわけですね、そういう問題。あるいは九十一億といふジェット機一機分じゃないかと言うと、また軍事費と比較する単純な理論だといふきめつけ方をするわけでございまずけれども、私はそうじゃないと思うのです。

今日の核問題等を考えましても、きのうの新聞を見ますと、トップ記事で来年度予算は軍事費、防衛費については枠を外す、そして福祉、教育を打ち切っていくということが言われていて、どの新聞を見ましても、これは防衛費増大と福祉、教育のしわ寄せだということが言われているわけですね、そういう点から考えてみますと、これはわれわれも大胆に言う必要がある。私はジェット機を買う必要はないと言つたていいわけですね。そういうものがあるならば、国際障害者年に見合うような、また経済大国と自負している日本の国家にふさわしいような、障害者に対する適切な教育施設あるいは設備その他を充実していくことができる、その構えをどこへ持つかというところで議論をする必要があると私は思つております。

そういう意味では、長い間懸案となつておりますこの問題について、いま提案者の方々が法案として提出をされてきたことは、積極的な日本経済の新しい前進をつくり出していく一つだというふうな考えをもち、その点で私はこの提案に対して支持をしたいと考えております。また、私どもの考え方、かつての提案もそういう意味でなされたといふことを明確にしておきたいと思ひます。

同時に、提案者におかれましても、たとえば政権をとる時期も来るといふことは、政党としては

当然考へておかなければなりません。そのときに、おいてみずから実行できるという構えと決意が必要だと思ひますが、その点について提案者の馬場先生の御発言をぜひもう一度承つておきたいと思ひます。

○馬場議員 行財政改革に対する私どもの考え方というのは、先ほど申し上げましたように、削るべきものは削らなければならぬけれども、必要な経費はふやさなければならぬ、こういう考え方を持っておりますし、そういう状況から必要でないものは削れるものもあるし、そういうところからいって、たとえばこれに要する経費なんかは十分捻出できるという自信を私たちは持つておるわけでございまずし、そういう面では積極的に対応を可決していただいで推進していきたいと思つておるわけでございまずが、もしこれに反対と

かいろいろ言われる人に私は聞きたいわけですね。たとえば、ことし国際障害者年だ、国際障害者年だと言われましますが、国際障害者年は何なのかというのをまず聞きたいわけですね、きのうの国会決議というのは満場一致の国会決議です。この決議には、国会の各委員会あるいは行政府もまたえなければならぬ、こういうものにこたえられないというなら国会決議とは何だ、そういうことで私は本当に大変なことになるのじゃないかと思つておる九万人の子供、そこに働いている五万人近い教職員、そのバックにある四百万人近い障害者を持つておる方々、こういう人たちにいまの日本の政治というものは本当に報いていかなければいかぬ、私は、こう思つておりますし、現実実行可能な、しかも本当に最低提案であると思ひまして、ぜひ満場の御賛同をお願いしたい、こう考えます。

○山原委員 文部大臣に最後に一言お伺いします。きょうは文部大臣も参議院との関係でお忙しかつたわけですが、きょう出ましたのは、前々からこの委員会の問題になり、かつ、この委

員会で附帯決議もつけられた問題なんですね。そして同時に、実習助手の問題あるいは養護教員の問題あるいは事務職員の問題、そして障害児学校における教員の定数、寮母の定数の増加の問題、こういう問題で議論をしたわけですね。これらは学校教育を構成する、また障害児教育の重要な部分を担っている人々の処遇並びに定数の問題でございまして、当然、文部省としまして、その気持ちはおなかの中に持つておられると思ひます。ただ、諸般の情勢の厳しいことは、これは皆国会議員です、わかるわけでございまずけれども、いまもお話があったように、障害児問題につきましても、情勢は国際的には国際障害者年というよ

うな問題もあつたし、ここから文部省としても長年の懸案に對して一歩前進をさしていただくという構えをぜひとつていただきたいと思ひますが、きょうの質疑応答を聞いておられましてどういふうな御見解を持つておるか、最後に伺ひたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 国際障害者年を迎えるに当たりまして決議もされた次第であります、ただいまお話しのとおり、ぜひとも前向きでいろいろな御意見に對して御相談をしながらやってまいりたい、かように考えております。

○山原委員 終わります。

○三ツ林委員長 湯山勇君。

○湯山委員 時間の関係もございまずから、簡単に

障害者年につきましては、文部大臣に最初お尋ねいたしましたのは、実は障害児の養護学校への入学につきましまして、参議院の予算委員会でしたか、総理大臣と文部大臣との御答弁に若干の食い違ひがあつた、このことも実はきょう時間があればはっきりさしたかつたわけですね。と申しますのは、いま馬場委員の方から御提案になつておられます法律、それと同時に、普通の小・中学校へも心身障害児が相当入学する、ことに父兄の意思によつて決定するとなれば、そういう問題もございまずから、それと直接つながりのある一番関係の深い

のは、いま出ておる法律では養護教員の皆さんであつたので、そこで、養護教員の問題をお聞きするのになつた、障害者年の文部省の取り組みというお心づもりも聞いておこうということにございしました。

なお、文部省がこれに對してどう対応するかは事務当局からお尋ねするはずですが、基本方針について大臣の御答弁がございましたので、この点の質問は省略させていただきます、馬場委員に直接お尋ねいたします。

いまいろいろ御質問があつた中で、この単独立法によつてきめ細かい障害児学校の円滑な、しかも目的にかなつた運営をしていくというところでございまして、これを見ましても、寄宿舎に調理員を設けるとか、通学用の自動車の運転職員を配置する、さらに、それには添乗員まで定数で決めておこう、あるいはまた、ボイラーのあるところでは、機関職員も定数の中で見ておこうといううな御配慮は、確かに障害児に当然なくてはならない配慮であつて、それらの点につきましましては、提案の御趣旨よくわかりますし、ぜひ実現していただくたいものだといふふうに考えます。

また同時に、いま山原委員からもございまずし、先ほどまた、現実問題に對処するために三浦委員からも御質問ございましたが、この基本的な考え方として、日本が国際的に信用を得る道といふのはいろいろある、それは、いまの憲法にありましますように平和に徹すること、これもさうだろと思ひます。それから民主主義に徹すること、これもさうであると思ひますし、本當の文化の面において尊敬を受けるといふような国にしていく、これもさうです。同時に、基本的な人権を尊重するといふことも非常に重要であつて、障害者年の取り組みを、多少の費用はかかつて、日本が世界に先んじてやっていくといふことは、日本の国際的な信用を高めていく、それを高めていくことが、ある意味では、皆さんがよく言われる愛国心、国を愛する道につながるというふうな考え方を私は持つておりますので、そういう点について提案

者はどのようにお考えなのかということもひとつお答えいただきたい。

さらに言えば、財政再建のときに生まれた者は不幸せだということでは、子供に対しては済まされない問題であって、たくさん児童・生徒がふえて、入学する子供が多ければ、それに対応する教員配置というものは、貧乏を質に置いてやはりやらなければならない。将来の日本を背負う子供にいまの大人の政治社会で起こつておることのしわ寄せを持っていくということは、お互い大人として、政治に携わっている者として、極力避けねばならないことだということも、また提案者においてはお考えのことだと思えます。

そこで、具体的に何を尋ねたいのかは、この際、私も知っておる範囲では、養護学校の定数におきましても、いま三浦委員から御指摘のように、どこそこの分校というのは相当多いわけですね。厚生省の福祉施設なんかでそういう障害児のいるところは分校になっていきます。ところが、分校の定数は、本来この基準どおりに分校として独立して計算されなければならないのが、県によってはそうじゃなくて、本校、分校一緒にしてやるものですから、規定どおりだったものよりも非常に少ない配置になっている、こういう例もあって、問題にもなっております。

そういうこともありますので、現行法を適正に実施させるということでも、これはなかなか大きな仕事だと思ふのですが、改めてこの際、この法律をお出しになったという意味を、明確にお答えになっておりますけれども、ひとつまとめお答えさせていただきます。

それから、いま申し上げましたように、障害者年に当たりまして、提案者はもうこれで障害児対策はいいとお考えになっておられるのか、私どもいろいろ見てまいりますと、ただ定数だけではまだ不十分であって、その他障害児対策としては、あるいは障害児学校等においても整備すべきもの、充実すべきもの、強化すべきものが多々あるように考えます。それらについてお考えがあれば

ば、お伺いしたいと思ひます。

○馬場議員 幾つかの御質問をいただいたわけでございませうけれども、先ほどから触れていない問題で、たとえば派遣教員の話も出ましたし、養護教諭のお話も出ましたが、寄宿舎看護婦というものを、実は第十三条で提起しておるわけでございします。これは重度・重複児の入舎が非常にふえておりますので、重度・重複児や常時薬をやらなければならない、こういうような者とか、健康に特別な配慮を必要とする者がだんだんふえてきておるわけでございしますし、やはり保健婦助産婦看護婦法の第五条の職務内容を持ったような看護婦さんがぜひ必要だということで、こういうことも規定しておるわけでございします。先ほど質問者が言われましたように、そのほかに学校栄養職員、あるいは学校給食調理員、寄宿舎給食調理員、こういうものも規定しておるわけでございしますけれども、やはり障害児の学校では健康保持及び給食それ自身が重要な学習活動である生活指導である、そういうことの重要性にかんがみまして、こういうものも出しておるわけでございします。

さらに、学校警備員等も規定しておるわけでございします。これはやはり障害者の寄宿舎、その警備員というのは、普通の学校の警備員と違うと思うのです。いろいろなことがあったら学校と連絡するとか先生に連絡するとか父兄に連絡するとか、そういうことが障害者の寄宿舎には非常に多いわけでございまして、そういうところも、普通の学校の警備員以上に充実強化しなければならぬ、特別な教育的な任務を持つておるという意味においてつけ加えておるわけでございします。

それから、分校の問題が出ましたけれども、分校は、この法律では一つの独立校、一つの学校というぐあいにし取り扱っておることを申し上げておきたいと思ひます。

さらに、基本的な考え方でいろいろお話がございました。さつきもちよつと言いましたけれども、日本の教育は、平和憲法に基づき、教育基本法に基づき行われなければならないというのは当

然のことです。そういうときに、特に障害者の基本的な人権を大切にしなければなりませんし、特にまた、障害者の教育、障害者の生活を考えた場合に、その国が平和でなければ本場の障害者の人権は守られていかなければならず、いかに平和が大切かということでもございします。

特に、先ほど質問者も言われましたように、財政再建の時期に生まれた者は運が悪いのだ、そんなことは絶対にあってはならないと私は思うのです。なぜ財政再建、行財政の改革をしなければならぬか、その責任は、やはり歴代の政府にある、私は、そういうぐあいに思ひます。子供には決して責任はないわけです。国民にはないわけですが、そういう意味で、国民の中で特に障害を持つています子供にこの財政再建の責任はないわけでは、私どもが、そこに持つていってしわ寄せするということがあることがあってはならない、こういうぐあいに考えておるわけでございします。

それから、私も、この法律だけで事足りるということではありませんが、事足りるという考え方で、国際障害者年あるいは国会決議にも応ずることはできないということもございしますが、私どももいたしましては、このほかに、実はたくさんさんの法律を予定しておるわけでございします。先ほど本委員会でも一部議論もあつたわけでございしますが、教職員の身分の問題、それから権利の問題、そしてまた勤務条件の改善の問題、そういうものについて、あと幾つかの法律案を衆議院並びに参議院を通じて社会党は出しているわけでございします。たとえば、先ほどもちよつと出ておりましたが、学校教育法の一部を改正して「寮母」を「寄宿舎教諭」というぐあいに變更すべきだ。これはさつきの実習助手の実習教諭と同じような立場でもございします。さらに、たとえば女子現業員に対する産休代替法というものも、法律案として実は国会に出しているわけでございします。さらに、養護学校の看護婦とか学校事務職員とかあるいは栄養職員に育児休業法が適用されていないわけではございしますので、これもやはり適用

させるといふような法律改正も国会に出しておるわけでございします。

まだそのほかにも、いろいろ行政的に改善すべき点は私どもも要求もしているわけでございします。これだけではございませんで、総合的に障害児教育を整備充実し、強化発展させたいという立場で取り組んでおることを申し上げておきたいと思ひます。

○湯山委員 質問は終わりますが、最後に、大臣にお願いしたいと思ひます。

せっかく昨日ああいふ決議もございましたし、大臣の先ほどの御答弁もございましたが、ちよつと申し上げましたように、国際的な取り組みの中で日本がどれだけ先導的な役割りを果たしていくかの課題であると思ひますので、大臣におかれましても、障害者年における障害児教育の問題、これは社会教育、学校教育全体を通じて重要な問題であると思ひますので、ひとつ全力を挙げて取り組んでいただきますように切に御要望申し上げます。

以上で終わります。

○田中(龍)国務大臣 十分拝聴いたしました。また、御相談をいたしながらやってまいりたいと思ひます。

○三ツ林委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後零時五十七分開議

○三ツ林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、本日付託になりました内閣提出、参議院送付、放送大学学園法案及び湯山勇君外二名提出、放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

内閣提出、参議院送付、放送大学学園法案は、

第九十三回国会におきまして、本院において可決し、参議院に送付いたしました。参議院におきましては、継続審査に付され、本国会におきまして昭和五十六年度施行のための所要の修正を行って本院に送付されてまいりました。

したがって、本案の提案理由の説明は省略いたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

放送大学学園法案

〔本号末尾に掲載〕

○三ツ林委員長 これより、湯山勇君外二名提出、放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。嶋崎議員。

放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○嶋崎議員 ただいま議題となりました放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

近年におけるわが国の高等教育の急速な発展と社会の複雑、高度化の進展を背景に、国民の大学教育の機会を拡大、大学の社会への開放あるいは学問の成果を国民に還元すること等に対する要請は、ますます大きくなっております。これらの国民的要請にこたえるため、放送を効果的に活用する大学を設置することは、まことに重要な課題であります。

しかし、このような放送を利用する大学が国民の要請にこたえて本来の役割りを果たすためには、少なくとも次に述べる四点について十分な配慮が行われることが不可欠であります。

すなわちその第一は、学問の自由・大学の自治が保障され、国からの独立が確保されていることである。第二に、放送の本質・公共性にかんがみ、実質上の国営放送になつてはならないという点であります。第三は、学問の自由・大学の自治と放送法上の公共・公平の原則を適切に調整する必要がある点であります。そして第四は、全国的に教育の機会均等を保障するとともに、文化の多様性及び地域性を確保するという点であります。

しかるに、現在政府から提案されている放送大学学園法案は、これまでの審議の中で明らかなように、これらの点に対する配慮がまことに不十分であり、とうてい国民の期待にこたえる大学になるとは思えないのであります。

そこで、われわれは、国民の大学教育及び生涯学習の機会に対する要請に真にこたえるために、学問の自由・大学の自治が確立されている国立の大学として放送大学を設置するとともに、その教育に必要な放送は国からの独立性が保障されている日本放送協会が行うことが最も適当と考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、このような構想を採用いたしました理由につきまして、政府案と対比しながら述べてみたいと存じます。

まず第一に、政府案は、放送大学の設置主体として特殊法人放送大学学園を設けることとしておりますが、大学を設置する特殊法人であるという特質を全く配慮することなく、その理事長、監事及び運営審議会委員の任命権を無条件で文部大臣にゆだねております。さらには、理事会を法定することなく、理事長への権限の集中を図っております。この構想では、文部大臣の支配管理も可能となり、放送大学学園の国からの独立をとうてい担保することはできません。また、大学組織につ

いても、評議会のみを法定してこれに人事権を付与するなど、少数の評議員中心の大学運営を予定しております。この大学自治組織では、教員全体の意見が大学運営に反映する保障はなく、学問の自由・大学の自治が脅かされるばかりでなく、教員職員の積極的協力が期待されないものであります。

これに對して、本法律案のように放送大学を国立大学として設置すれば、既設の国立大学と同様に、人事権を初めとする重要な権限は教授会に属することとなり、大学運営に對する教員全体の意見が反映され、大学の自治が担保されることとなります。また、放送大学が、国立大学協会の一員として、国大協を構成する国立大学によってその自治が支えられ、補強されることも見逃せないところであります。

なお、放送大学に不可欠な既設の国立大学等の教員の協力を得るなどその提携協力関係を確立する上でも、また、政府案のごとく任期制をとる必要もなく、同じ教育公務員の身分を保障したままで人事の交流を行うことができる点においても、大きな利点があるといふことができます。

第二に、政府案では、さきに述べましたように国からの独立性がきわめて弱い放送大学学園が放送事業者となっており、事実上の国営放送になりかねないのであります。これでは、国民の世論操作や思想統制の手段に放送大学が利用されるおそれすら指摘せざるを得ないのであります。

これに對して、本法律案では、大学の自治を保障された放送大学が、国からの独立について現行放送法を前提として種々配慮されている日本放送協会との協議を通じて、その教育に必要な放送を行うことによつて、国営放送となる危険性を全く排除しているのであります。

第三に、政府案では、放送事業者の番組編集権と大学の教学権との調整を、同一法人内部の問題として処理するため、特殊法人方式を採用したとしております。しかし、特殊法人方式によつて問題が解決したわけではなく、むしろ、両者の調整が国民の目に触れないところで、しかも理事長の

強い権限を背景に番組編集権の優位のもとに安易に解決されるおそれ強いのであります。このことは放送番組を水準の低い魅力の乏しいものにすることとなります。

これに對して、本法律案では、イギリスにおけるオープン・ユニバーシティとBBCとの関係のように、放送大学と日本放送協会とが教育界における提携者の関係に立つて、両者の調整が国民に開かれた形で行われることを予定しております。またこの調整は、必ずしも容易な問題ではなく、その真剣な努力がよりよい放送番組をつくり上げるゆえんでもあり、さらには印刷教材、通信指導、スクーリング等の充実をもたらすことに結びつくものと考えるのであります。

第四に、国民の全国的な教育の機会均等をどう保障するかについて、政府案の場合、その将来計画があいまいなままに、とりあえず東京周辺地区に放送大学を発足せよとしているばかりでなく、将来も画一的な放送番組を全国一律に放送することを予定しております。

これに對して本法律案は、大学発足に先立つて広く関係者を網羅して放送大学創設準備委員会を設け、放送大学と日本放送協会との協力のあり方、既設の大学の協力の確保、具体的な将来計画などについて十分に検討を行うことを予定しております。特に、将来計画の確定とその速やかな実現については、すでに全国放送の実績を持つ日本放送協会の協力が大きな力となることは言うまでもありません。さらに、ローカル放送の活用等によつて、文化の多様性及び地域性の要請にこたえる講義番組を提供する可能性が大きいことも見逃すことのできないところであります。

なお、日本放送協会が、多年にわたる教育・教養放送の経験、すぐれた放送技術の蓄積とその開発の能力を持つてゐることは他の追随を許さぬものがあり、これらを放送大学の教育に活用できることもきわめて大きな利点であります。

以上申し述べました理由により、本法律案を提案した次第であります。その内容は次のとおり

であります。

その第一は、放送等により教育を行う大学として国立の放送大学を設置し、通信による教育を行う教養学部を置くこととしております。

また、放送大学に本部を設けるほか、学習指導に必要な地方センターを設けることとしております。

第二には、放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教職員の参加を求めるように努めなければならないこととしております。

第三には、放送大学における教育に必要な放送は、日本放送協会が行うこととともに、その放送は放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により行われなければならないこととしております。

第四には、日本放送協会が放送大学の放送番組の編集を行うに当たっては、放送大学と協議して定める準則に従って行わなければならないこととしております。

また、国内番組基準の適用除外等を行っております。

第五には、日本放送協会が放送大学における教育に必要な放送を行うに要する費用は、国の負担とすることとしております。

第六には、この法律は昭和五十七年四月一日から施行するとともに、放送大学は昭和五十九年度から学生を入学させることとしております。

最後に、大学には通信による教育を行う学部を置くことができるなど、関係法律に所要の規定の整備を行っております。

以上が、本法律案を提出いたしました理由とその概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三ツ林委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたします

す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

放送大学学園法案

(小字及び一は参議院修正)

放送大学学園法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十七条)

第三章 運営審議会(第十八条・第十九条)

第四章 業務(第二十條)

第五章 放送大学の組織等(第二十一条―第二十四条)

第六章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)

第七章 監督等(第三十六条―第三十九条)

第八章 雑則(第四十条―第四十三条)

第九章 罰則(第四十四条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 放送大学学園(以下「学園」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 学園は、事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第四条 学園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、学園に

追加して出資することができる。

3 学園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により学園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができ。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 学園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 学園でない者は、放送大学学園という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、学園について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 学園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 学園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、学園を代表し、その業務を総理する。

2 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理する。

4 監事は、学園の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命等)

第十条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

3 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。ただし、学長が理事長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八条第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号に掲げる者

三 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第十六條第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

(役員の解任)

第十三条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができないうちに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次のいずれかに該当するとき、その

他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)

第十四条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 学園と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が学園を代表する。

(職員の任命)

第十六条 学園の職員は、この法律に特別の定めがある者を除くほか、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 学園の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十八条 学園に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、二十人以上の委員で組織する。

3 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、学園の業務の運営に関する重要事項について審議する。

4 運営審議会は、学園の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(委員)

第十九条 委員は、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第二十条 学園は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 放送等により教育を行う大学を設置すること。

二 前号の大学における教育に必要な放送を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、同項第一号の大学における教育及び研究に支障のない限り、その施設、設備(放送のための無線設備(電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第四号に規定する無線設備をいう)を除く)及び教材を当該大学以外の大学における通信による教育その他の教育又は研究のための利用に供することができる。

3 学園は、主務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

第五章 放送大学の組織等

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大学(以下「放送大学」という)に、学校教育法第五十八条に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ)は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について

て、第四項の規定は副学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

(人事の基準)

第二十二條 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他の人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

(評議会)

第二十三條 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授 六人以上十二人以内

3 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に応じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(他大学の教員等の参加)

第二十四條 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるように努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五條 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六條 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七條 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

い。

(財務諸表)

第二十八條 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完了後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算完了後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定により主務大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九條 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十條 学園は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第三十一條 学園は、毎事業年度、長期借入金の

償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(余剰金の運用)

第三十二条 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金融信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、学園の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 監督等

(監督命令)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務又は会計に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告書の提出)

第三十七条 文部大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に關し必要な報告をさ

せ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に關する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、学園に対し、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雑則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の適用については、国が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

二 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

るとき。

二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第九章 罰則

(罰則)

第四十四条 第三十八条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十六条 第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 文部大臣は、学園の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、学園の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、学園の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

第六十四条中「又は私立の」を「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条を」

「、第五十四条及び第五十四条の二第二項に改め、同条第六項中「行なう学科」を行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二第二項」に改める。

(放送法の一部改正)

第十一条 放送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 日本放送協会(第七條―第十條)」を「第二章 日本放送協会(第七條―第十條) 第三章の二 放送大学学園(第五十條の二)」に改める。

第九条第二項第七号中「必要な資料を」の下に「放送大学学園(以下「学園」という。)若しくは」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 放送大学学園

(学園の放送等についての協会の規定の準用) 第五十條の二 第四十三條及び第四十八條の規定は、学園の放送局の廃止及び放送の休止について準用する。

2 第四十四條第三項及び第五項並びに第四十六條の規定は、学園の放送番組の編集及び放送について準用する。

3 第四十四條の七及び第四十九條の二の規定は、学園に準用する。

る。

第五十五條中「協会」の下に「又は学園」を加え、同条第二号中「第四十三條第一項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十八條中「協会」の下に「又は学園」を、

「第四十三條第二項」の下に「(第五十條の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九條中「第五十三條」を「第五十條の二第三項及び第五十三條」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第十二條 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 放送大学学園に関すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條の三第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 放送大学学園に関すること。

第十條の三第二項第二号中「第十六号」の下に「及び第十六号の四」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立劇場」の下に「、放送大学学園」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本學術振興会」の下に「、放送大学学園」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十^六五年法律第^六号)

(法人税の一部改正)

第十七條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十^六五年法律第^六号)

(印紙税法の一部改正)

第十八條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十^六五年法律第^六号)

(登録免許税法の一部改正)

第十九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園

放送大学学園法(昭和五十^六五年法律第^六号)

放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案

放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三を第三条の八とし、第三条の二を第三条の七とし、第三条の次に次の五条を加える。

(放送大学)

第三条の二 前条第一項の表に掲げる国立大学のほか、大学教育及び生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえるため、放送等により教育を行う大学として、放送大学を置く。

2 放送大学に、学校教育法第五十四条の二第

二項に定める学部として教養学部を置く。
第三条の三 放送大学に、本部及び地方センターを設ける。
2 本部は、千葉県に置く。
3 地方センターの位置、組織その他必要な事項は、文部省令で定める。

(放送大学の放送)
第三条の四 放送大学における教育に必要な放送は、放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により行われなければならない。

第三条の五 放送大学における教育に必要な放送は、日本放送協会が行う。
(他大学の教員等の参加)

第三条の六 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるように努めなければならない。

附則第三項中「一万四千八百四十一人」を「一万六千七百十一人」に、「筑波大学」を「筑波大学」に改める。

(放送法の一部改正)

第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七の次に次の二条を加える。

(放送大学番組の編集に関する準則等)

第四十四条の八 協会は、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三条の五に規定する放送の放送番組(以下この条において「放送大学番組」という。)の編集の方法その他編集に関し必要な事項については、放送大学と協議して準則を定め、これに従つて放送大学番組の編集をしなければならない。

2 放送大学番組については、第四十四条の二及び第四十四条の四(第三項を除く。)の規定は、適用しない。

(放送大学の放送の費用負担)

第四十四条の九 国立学校設置法第三条の五の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(放送大学の学生の入学)

2 放送大学は、昭和五十九年度から学生を入学させるものとする。

(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二に次の一項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置くことができる。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を「、第五十四条及び第五十四条の二第二項」

に改め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四

条の二第二項」に改める。

(国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律の一部改正)

4 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二第二項」を「第三条の七

第一項」に改める。

附則第一項第三号中「第三条の二第二項の改正規定のうち上越教育大学に係る部分」を「第三条の七第一項の改正規定」に改める。

(国立学校設置法の一部を改正する法律の一部改正)

5 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「第三条の二第二項」を「第三条の七第一項」に改める。

附則第一項中「第三条の二第二項の改正規定のうち鳴門教育大学に係る部分」を「第三条の七第一項の改正規定」に改める。

理由

大学教育及び生涯学習の機会に対する広範な国民の要請にこたえるため、国立の放送大学を設置するとともに、日本放送協会が放送大学における教育に必要な放送を行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、創設準備調査のための費用として、約二千六百万円の見込みである。

昭和五十六年六月十五日印刷

昭和五十六年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D